

千葉みなとエリアの活性化に向けた検討会設置要綱

(名称)

第1条 本会の名称は、「千葉みなとエリアの活性化に向けた検討会（以下「検討会」という。）」とする。

(目的)

第2条 千葉ポートパークの再整備、千葉ポートパークや県立美術館等との施設間の回遊性向上、耐震強化岸壁等の既存ストックを活用した防災機能の強化等を通じた千葉みなとエリアの一体的な活性化に向けた方策等について、将来の道路ネットワークの強化を見据えつつ、専門的な見地からの助言等を得ることを目的に設置する。

2 検討会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

(組織)

第3条 検討会の構成員は別表1のとおりとする。

2 検討会に座長を置き、座長は、構成員の互選により定めるものとする。

3 座長は検討会を代表し議長を務めるとともに、会務を総括する。

4 座長は、必要に応じ、構成員以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 座長がやむを得ずその職務を遂行できない場合は、座長が指名する者が職務を代行する。

(会議)

第4条 検討会は、事務局が招集する。

2 構成員のうち、学識経験者及び地元関係者は、検討会を欠席する場合、座長を通じて、当該検討会に附議される事項につき、書面等により意見を提出することができる。

3 検討会が必要と認める場合は、構成員以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(検討会設置期間)

第5条 検討会の設置期間は、令和11年3月31日までとする。ただし、検討会が必要と認める場合は、設置後2年を超えない範囲で延長することができるものとする。

(守秘義務)

第6条 構成員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

（報償）

第7条 構成員の報償の額は、「特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例」の第3条第1項第2号の規定（日額一万三千円）を準用する。

2 支払いの対象は、千葉みなとエリアの活性化に向けた検討会（検討段階における専門的助言等を求める相談を含む）に出席した構成員のうち学識経験者及び地元関係者とする。ただし、事務局から参加依頼のない会議等（自由参加型）へ出席する場合については、支給の対象としない。

（費用弁償）

第8条 構成員の費用弁償の額は、「職員の旅費に関する条例」の規定を準用する。

2 支払いの対象は、千葉みなとエリアの活性化に向けた検討会（検討段階における専門的助言等を求める相談を含む）に出席した構成員のうち、学識経験者及び地元関係者とする。ただし、事務局から参加依頼のない会議等（自由参加型）へ出席する場合については、支給の対象としない。

3 オンラインで検討会に出席した際は、支給の対象としない。

（事務局）

第9条 検討会の事務局は、千葉県県土整備部港湾課に置く。

2 事務局は、検討会の庶務を行う。

（公開）

第10条 検討会は公開とする。ただし、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）第8条各号に該当する事項について会議等を行う場合及び会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生ずると座長が認めるときは、これを非公開とすることができる。

2 議事は、会議終了後に発言者が特定されない形で、概要のみ公開する。

（書面による会議）

第11条 検討会は、第4条に基づく会議を原則とするが、事務局が必要と認める場合は、書面による会議として開催することができる。

（補則）

第12条 この要綱に定めるものの他、検討会の運営に関して必要な事項は、事務局が検討会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月7日から施行する。

別表 1 千葉みなとエリアの活性化に向けた検討会構成員 名簿 (敬称略・順不同)

区分	氏名	所属
学識経験者	楓 千 里	國學院大学 名誉教授
	木 下 剛	千葉大学大学院 園芸学研究院 教授
	矢 部 智 仁	東洋大学大学院 公民連携専攻・客員教授
地元関係者	山 友 浩 司	千葉市みなと活性化協議会 会長
	小 川 利 幸	ちばのみなとプロジェクト実行委員会 委員
	牧 野 強	千葉みなと地区自治連合会 会長
行政関係者	千葉市	
	-	総合政策局 危機管理部 危機管理課
	-	経済農政局 経済部 観光 MICE 企画課
	-	都市局 都市部 まちづくり課
	-	都市局 公園緑地部 公園管理課
	-	建設局 道路部 道路計画課
	千葉県	
	-	防災危機管理部 危機管理政策課
	-	環境生活部スポーツ・文化局(文化振興課、千葉県立美術館)
	-	商工労働部 観光政策課
	-	県土整備部(道路計画課、港湾課)
	-	県土整備部 都市整備局 公園緑地課
オブザーバー	-	国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所
	-	国土交通省 関東地方整備局 千葉港湾事務所